

東下審答申第1号
平成27年11月26日

東海村長 山田 修 様

東海村公共下水道事業審議会
委員長 桐原 幸一



東海村汚水処理計画の見直しについて（答申）

平成27年10月2日付け東海村諮問第1号の諮問を受けたことについては、下記のとおり答申します。

記

東海村では、“みどりとまちの共生を^{いしづえ}礎として調和のとれた暮らしやすいまち”を目指してきました。公共下水道事業は村民の生活環境の向上と公共水域の水質の保全を図るために欠かせない重要な役割を担っています。本村での公共下水道基本計画に基づく普及率は85%を超えることができています。

一方で、本村の公共下水道整備は昭和58年の公共下水道基本計画策定から30年以上が経過し、当時は予想もしなかった少子高齢化や国・地方自治体を取り囲む財政状況の悪化、そして2011年(平成23年)の東日本大震災に伴う下水道施設の被害などが起きました。

こうした中で、国からの補助金や地方債の起債によって進められてきた下水道整備も見直しが求められており、国・県の汚水処理計画の下で、東海村から当審議会に対し、下水道の普及拡大という「建設の時代」から村民の生活を支える「維持管理の時代」に相応しく、概ね今後10年間での汚水処理の完成を目指した東海村汚水処理計画の見直しが諮問されました。

審議会では、下水道計画の長期的な経営基盤の強化と維持管理を含めた計画的な下水道整備を見据え、持続可能な事業運営を目指して慎重に審議を重ね、次のように意見を集約いたしました。

1 東海村汚水処理計画の見直しについて

- 将来的に、少子高齢化や人口減少等による社会情勢の大きな変化、厳しさを増す地方財政等を踏まえると、東海村全村の汚水処理を公共下水道のみで整備することは費用面や整備完了時期から見ても現実的ではないと思われる。
- 国の指導の下、汚水処理計画の10年概成を目指すためには、費用対効果も含めた公共下水道と合併浄化槽を併用した汚水処理計画の見直しが必要だと考える。
- 第4回 東海村公共下水道事業審議会配布の資料2東海村汚水処理計画図に示すとおり、全体計画区域内に存在している、現況が田畠で民家のない区域においては計画削除候補区域（黄色）とし、将来住宅が建築された場合には個別処理をする合併浄化槽処理区域とする。
同様に個別処理区域（青色）は下水道整備による費用対効果が見込めない区域であるが、その区域の中には汚水処理設備の未設置による住宅からの汚水が発生し、公共水域の水質を悪化させている実情も見受けられる。そのため汚水処理設備の早期設置を進める必要性が急務であり、合併浄化槽処理区域とし合併浄化槽の設置を促進させるべきである。
- 資料2東海村汚水処理計画図に示すとおり、公共下水道にて処理する区域と合併浄化槽にて処理する区域の線引きについて原案のとおり東海村汚水処理計画を見直すことは妥当であると判断する。

2 附帯意見

- (1) 川根地区の排水先の南新川は、各田んぼへの取水を目的としている水路であり、汚水処理設備の未設置による住宅からの汚水が、公共水域の水質を悪化させている実情が見受けられる。このことから、早急に合併処理浄化槽の設置を促進するよう強く望む。
- (2) 合併処理浄化槽の設置を促進するためには、公共下水道との公平性を図った補助制度を充実させ、個別処理による住民負担の軽減を図るよう求める。